



# 熊本県公報

第13313号  
令和6年(2024年)  
3月12日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目次

**告 示**

- 土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 1
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… ( // ) 2
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… ( // ) 2
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… ( // ) 3
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… ( // ) 5
- 熊本県大気汚染緊急時対策実施要綱の一部改正…………… (環境保全課) 7
- 熊本県光化学スモッグ緊急時対策実施要項の一部改正…………… ( // ) 7
- 保安林の指定の解除に関する予定…………… (森林保全課) 7
- 水俣都市計画下水道事業 水俣公共下水道事業計画変更認可… (下水環境課) 8
- 熊本中央救急医療圏における救急病院当の認定…………… (医療政策課) 8
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 9
- 御船都市計画下水道事業 御船公共下水道事業計画変更認可… (下水環境課) 9
- 大津都市計画下水道事業大津公共下水道事業計画変更認可… ( // ) 9
- 本渡都市計画下水道事業 (天草公共下水道) 事業計画変更認可…………… ( // ) 10

**公 告**

- 県営土地改良事業計画の変更…………… (農村計画課) 10
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 10

**登 載 依 頼**

- 令和5年度(2023年度)熊本県立装飾古墳館協議会の開催…………… (装飾古墳館) 11
- 熊本県議会会議規則の一部を改正する規則…………… (議会事務局) 11

## 告 示

**熊本県告示第286号**  
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。  
令和6年(2024年)3月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
海老宇土	天草市柵宇土町	別図1のとおり	地滑り
善徳	苓北町都呂々	別図2のとおり	地滑り
蔭平	苓北町都呂々	別図3のとおり	地滑り
鶴	苓北町坂瀬川	別図4のとおり	地滑り
大岳	苓北町坂瀬川	別図5のとおり	地滑り

西平	天草市天草町大江	別図6のとおり	地滑り
牧	天草市天草町福連木	別図7のとおり	地滑り

(別図1から別図7までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部において縦覧に供する。)

**熊本県告示第287号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
玉来10	御船町田代	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
餅畑11	御船町上野	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり

(別図1及び別図2は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部において縦覧に供する。)

**熊本県告示第288号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
古閑野	和水町久井原	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
西船木	和水町久井原	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
東舟木	和水町久井原 和水町長小田	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
大谷	和水町久井原	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
浦口	和水町久井原	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
石井1	和水町内田 南関町下坂下	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
津武路1	和水町内田	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
石井2	和水町内田	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり

津武路2	和水町内田	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
石井3	和水町内田	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
石井4	和水町内田	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
石井5	和水町内田	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
池田	和水町長小田	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
菰ヶ浦	和水町久井原 和水町長小田	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
塩井谷2	和水町久井原 和水町長小田	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
安田2	和水町久井原	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
今城	和水町内田	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
片野1	和水町内田	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
片野2	和水町内田	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
片野3	和水町内田	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり

(別図1から別図20までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部において縦覧に供する。)

**熊本県告示第289号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
高砂	山都町柳	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
松ヶ迫	山都町伊勢	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
佛迫	山都町東竹原	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
前迫	山都町東竹原	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
乗越	山都町大見口	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
堂園	山都町伊勢	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり

園	山都町高辻	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
古閑前	山都町上差尾	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
梅木	山都町玉目	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
井野	山都町玉目	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
西溜湊	山都町柏	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
通山2	山都町下山	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
後野	山都町二瀬本	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
蔵ヶ東	山都町橘	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
下牧野	山都町塩出迫	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
北八矢	山都町八木	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
道長	山都町柏	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
才原	山都町柏	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
西岩下	山都町今	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
東岩下	山都町花上	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
堂脇	山都町花上	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
東請	山都町塩原	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
舟迫	山都町滝上	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
舟迫2	山都町滝上	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
下瀧下1	山都町今	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
下瀧下2	山都町今	別図26のとおり	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
瀧下	山都町今	別図27のとおり	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
柿ノ木迫	山都町長崎	別図28のとおり	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
村ノ前	山都町柳井原	別図29のとおり	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
春越	山都町大野	別図30のとおり	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり

前田	山都町大野	別図31のとおり	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
畑ノ地	山都町滝上	別図32のとおり	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
中ノ原	山都町大野	別図33のとおり	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
水迫	山都町長崎	別図34のとおり	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり

(別図1から別図34までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県中央広域本部上益城地域振興局土木部において縦覧に供する。)

**熊本県告示第290号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
牧野4	山都町牧野	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
万坂	山都町万坂	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
名ヶ4	山都町白小野	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
笈石3	山都町菅	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
七曲	山都町菅	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
伊良野原	山都町郷野原	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
越尾3	山都町郷野原	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
牛ヶ瀬3	山都町鶴ヶ田	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
鶴底4	山都町鶴ヶ田	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
鶴底5	山都町鶴ヶ田	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
原尻	山都町鶴ヶ田	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
川口9	山都町川口	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
鶴底6	山都町鶴ヶ田	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
牛ヶ瀬4	山都町鶴ヶ田	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり

井無田原	山都町井無田	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
六本松	山都町鶴ヶ田	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
法連寺3	山都町鶴ヶ田	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
仁田尾8	山都町鶴ヶ田	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
鼠骨	山都町大平	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
下平野	山都町大平	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
貫原3	山都町貫原	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
開田3	山都町米生	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
名ヶ園3	山都町米生	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
米生	山都町米生	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
仮屋6	山都町仮屋	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
小峰5	山都町小峰	別図26のとおり	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
小峰6	山都町小峰	別図27のとおり	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
猪尾2	山都町小峰	別図28のとおり	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
猪尾3	山都町小峰	別図29のとおり	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
小峰7	山都町小峰	別図30のとおり	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
青葉瀬	山都町緑川	別図31のとおり	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
尾野尻4	山都町尾野尻	別図32のとおり	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
鎌野3	山都町鎌野	別図33のとおり	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
鎌野4	山都町鎌野	別図34のとおり	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
鎌野5	山都町鎌野	別図35のとおり	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
汗見	山都町緑川	別図36のとおり	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
汗見2	山都町緑川	別図37のとおり	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
梅ノ木鶴	山都町緑川	別図38のとおり	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり

沢津3	山都町緑川	別図39のとおり	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
湯鶴葉3	山都町緑川	別図40のとおり	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
舞岳5	山都町緑川	別図41のとおり	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
原尻2	山都町鶴ヶ田	別図42のとおり	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
鶴底7	山都町鶴ヶ田	別図43のとおり	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
貫原4	山都町貫原	別図44のとおり	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
貫原5	山都町小峰	別図45のとおり	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
腰越	山都町木原谷	別図46のとおり	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
青葉瀬2	山都町尾野尻	別図47のとおり	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
尾野尻5	山都町尾野尻	別図48のとおり	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
大川3	山都町大平	別図49のとおり	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
東郷野原	山都町郷野原	別図50のとおり	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
東組崎	山都町郷野原	別図51のとおり	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり

(別図1から別図51までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部において縦覧に供する。)

**熊本県告示第291号**

熊本県大気汚染緊急時対策実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年(2024年)3月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県大気汚染緊急時対策実施要綱の一部を改正する要綱  
 熊本県大気汚染緊急時対策実施要綱(昭和63年熊本県告示第243号)の一部を次のように改正する。

別表2 苓北町の項中「苓北志岐」を「苓北富岡」に改める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

**熊本県告示第292号**

熊本県光化学スモッグ緊急時対策実施要項の一部を改正する要項を次のように定める。

令和6年(2024年)3月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県光化学スモッグ緊急時対策実施要項の一部を改正する要項  
 熊本県光化学スモッグ緊急時対策実施要項(平成20年熊本県告示第280号)の一部を次のように改正する。

別表3中「苓北志岐」を「苓北富岡」に改める。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。

**熊本県告示第293号**

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次の森林を解除予定保安林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和6年(2024年)3月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 解除に係る保安林の所在場所 熊本県阿蘇市湯浦字城1673番425
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅  
(その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第294号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年（2024年）3月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 施行者の名称 水俣市
- 2 都市計画事業の種類 水俣都市計画下水道事業 水俣公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和51年（1976年）3月2日から令和8年（2026年）3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 変更なし

**熊本県告示第295号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により次のとおり救急病院として認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和6年（2024年）3月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
山口病院	熊本市西区田崎三丁目1番17号	令和6年（2024年） 3月6日から 令和9年（2027年） 3月5日まで
慈恵病院	熊本市西区島崎六丁目1番27号	令和6年（2024年） 3月6日から 令和9年（2027年） 3月5日まで
くわみず病院	熊本市中央区神水一丁目14番41号	令和6年（2024年） 3月6日から 令和9年（2027年） 3月5日まで
独立行政法人国立病院機構熊本医療センター	熊本市中央区二の丸1番5号	令和6年（2024年） 3月6日から 令和9年（2027年） 3月5日まで
熊本大学病院	熊本市中央区本荘一丁目1番1号	令和6年（2024年） 3月6日から 令和9年（2027年） 3月5日まで
朝日野総合病院	熊本市北区室園町12番10号	令和6年（2024年） 3月6日から 令和9年（2027年） 3月5日まで
南部中央病院	熊本市南区南高江六丁目2番24号	令和6年（2024年） 3月6日から 令和9年（2027年） 3月5日まで



済生会熊本病院	熊本市南区近見五丁目3番1号	令和6年(2024年) 3月6日から 令和9年(2027年) 3月5日まで
済生会みすみ病院	宇城市三角町波多775番1号	令和6年(2024年) 3月6日から 令和9年(2027年) 3月5日まで

**熊本県告示第296号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和6年(2024年)3月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年(2024年)3月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	横野矢部線	上益城郡御船町大字滝尾字後谷 3249番1地先から 同所 3249番1地先まで	前	8.9 ～ 31.1	17.3	災害復旧工事
			後	16.2 ～ 31.1		

2 区域を変更する期日 令和6年(2024年)3月12日

**熊本県告示第297号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年(2024年)3月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 御船町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 御船都市計画下水道事業 御船公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和54年(1979年)12月2日から令和12年(2030年)3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし。
  - (2) 使用の部分 平成7年熊本県告示第942号、平成11年熊本県告示第426号、平成13年熊本県告示第338号、平成15年熊本県告示第231号、平成18年熊本県告示第294号、平成23年熊本県告示第220号、平成26年熊本県告示第344号、平成31年熊本県告示第227号及び令和2年熊本県告示第282号の事業地のうち、上益城郡御船町大字豊秋字山後及び字久保、大字陣字平畑山並びに大字木倉字山王原、字五反田、字尾平、字高砂、字鶴亀及び字井手下において事業地を変更する。

**熊本県告示第298号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年(2024年)3月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 大津町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 大津都市計画下水道事業大津公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和57年(1982年)2月13日から令和11年(2029年)3月31日まで
- 4 事業地

- (1) 収用の部分  
変更なし。
- (2) 使用の部分  
昭和57年熊本県告示第182号、昭和62年熊本県告示第866号、平成元年熊本県告示第8929号、平成元年熊本県告示第788号、平成2年熊本県告示第862号、平成5年熊本県告示第978号、平成12年熊本県告示第366号、平成16年熊本県告示第896号、平成22年熊本県告示第450号、平成25年熊本県告示第196号及び平成30年熊本県告示第926号の事業地のうち、菊池郡大津町大字西鶴、字北出口、字南出口、字西迫尻、字狐平及び字三郎松、大字大津字八窪、字西弥護免及び字東弥護免、大字平川字平出並びに大字岩坂字葉柳において事業地を変更する。

**熊本県告示第299号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年（2024年）3月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 施行者の名称 天草市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 本渡都市計画下水道事業（天草公共下水道）
- 3 事業施行期間 昭和46年（1971年）12月18日から令和10年（2028年）3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分  
昭和46年熊本県告示第1031号、昭和47年熊本県告示第859号、昭和55年熊本県告示第82号、昭和56年熊本県告示第537号、昭和56年熊本県告示第875号、昭和59年熊本県告示第130号、昭和62年熊本県告示第430号、平成2年熊本県告示第612号、平成8年熊本県告示第270号、平成11年熊本県告示第618号、平成16年熊本県告示第1045号、平成18年熊本県告示第208号、平成23年熊本県告示第152号、平成25年熊本県告示第706号及び平成30年熊本県告示第1032号の事業地のうち、天草市今釜新町において事業地を変更する。
- (2) 使用の部分  
昭和46年熊本県告示第1031号、昭和47年熊本県告示第859号、昭和55年熊本県告示第82号、昭和56年熊本県告示第537号、昭和56年熊本県告示第875号、昭和59年熊本県告示第130号、昭和62年熊本県告示第430号、平成2年熊本県告示第612号、平成8年熊本県告示第270号、平成11年熊本県告示第618号、平成16年熊本県告示第1045号、平成18年熊本県告示第208号、平成23年熊本県告示第152号、平成25年熊本県告示第706号及び平成30年熊本県告示第1032号の事業地のうち、天草市本渡町広瀬字野田、字建堀、本渡町本泉字森ノ木、字友の迫、本渡町本戸馬場字西の久保、字園田、本渡町本渡乙字下山口、亀場町亀川字新涯、字南迫及び楠浦町字新田において事業地を変更する。

**公 告**

**熊本県公告第149号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営天草中央北地区（新田工区）土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

令和6年（2024年）3月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称  
変更後の県営天草中央北地区（新田工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和6年（2024年）3月13日から令和6年（2024年）4月10日まで
- 3 縦覧場所  
天草市役所

**熊本県公告第150号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する

る工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和6年(2024年)3月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
玉名市三ツ川字塔尾209番の一部、同字野中278番の一部、同281番の一部、  
同282番の一部、同282番2の一部、同282番3、同283番の一部、同28  
4番の一部、同285番、同286番の一部、同290番、同291番、同291番  
2、同292番、同293番、同294番1、同294番2、同295番の一部、同  
296番の一部、同297番1の一部、同298番、同299番の一部、同300番  
の一部、同301番の一部、同303番の一部、同305番の一部、同348番の一  
部、同349番、同350番、同351番、同353番1、同353番2、同354  
番の一部、同355番の一部、同360番の一部、同361番の一部並びに里道の一  
部及び水路の一部  
2工区 37, 584. 12平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
玉名市岩崎1011番地7  
有限会社信栄不動産

### 登載依頼

#### 熊本県立装飾古墳館協議会公告第1号

熊本県立装飾古墳館協議会の会議を次のとおり開催する。  
令和6年(2024年)3月12日

熊本県立装飾古墳館  
館長 廣 瀬 泰 之

- 1 開催日時  
令和6年(2024年)3月15日(金)  
午前10時から正午まで
- 2 開催場所  
熊本県山鹿市鹿央町岩原3085番地  
熊本県立装飾古墳館 集団学習室
- 3 議題  
(1) 令和5年度(2024年度)事業実績について(装飾古墳館・鞠智城温故創生館)  
(2) 質疑・意見交換
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに当該会議の会場において受付のうえ、  
事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続きは先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先  
熊本県山鹿市鹿央町岩原3085番地  
熊本県立装飾古墳館  
(電話0968-36-2151)

熊本県議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和6年(2024年)3月12日

熊本県議会議長 山 口 裕

#### 熊本県議会会議規則第1号

熊本県議会会議規則の一部を改正する規則  
熊本県議会会議規則(平成3年熊本県議会会議規則第1号)の一部を次のように改正す  
る。

第106条中「外とう、襟巻、つえ」を「コート、マフラー」に改める。

附 則  
この規則は、令和6年4月1日から施行する。